

議会のしくみ

会議のあらまし

通年議会制

荒川区議会では、平成26年5月より通年議会制を実施しています。通年議会制とは、従来「年4回」となっていた定例会の回数を「年1回」とし、会期（議会が活動できる一定の期間）を通年とするものです。

通年議会制を導入し、荒川区では、区長が毎年5月に定例会を招集し、会期は5月から翌年4月の概ね1年間となりました。また、これまでの年4回の定例会に代わる会議（本会議）を6月、9月、11月並びに翌年2月に再開することとしています。

通年議会制を導入することで、災害等の緊急な事態が発生した場合や、国の地方税法等の改正により区の関係条例の改正が必要な場合にも、いつでも議長の判断で会議（本会議）を再開できるようになりました。

本会議

本会議は、全議員が議場に集まり開かれる会議で、区議会としての意思を決定する重要な会議です。区の重要な事柄の決定は、全てこの本会議で行います。

また、本会議では、議員から区長等執行機関に対して、区政について的一般質問が行われます。

委員会

区議会で取り扱う事柄は、数が多く、複雑で幅広い分野にわたっています。そこで、いくつかの委員会を設置して、専門的に調査、審査をすることで、効率化・合理化を図っています。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会とは、区の事務の部門別に設置されており、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された議案、請願・陳情等を審査しま

す。各常任委員の任期は条例で1年と定められています。

議会運営委員会は、議会の運営等に関する事項を調査するとともに、議会に関する議案、請願・陳情等を審査します。委員の任期は、条例で1年と定められています。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な案件等を審査するために議会の議決により設置され、議会の議決により付託された案件を審査し、その審査が終わるまで存続します。また、区の予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

荒川区議会の委員会一覧（令和3年度）

常任委員会

- 総務企画委員会
- 文教・子育て支援委員会
- 福祉・区民生活委員会
- 建設環境委員会

議会運営委員会



特別委員会

- 震災・災害対策調査特別委員会
 - 健康・危機管理対策調査特別委員会
 - 観光・文化推進調査特別委員会
 - 財政援助団体調査特別委員会
 - (○予算に関する特別委員会) ※
 - (○決算に関する特別委員会) ※
- ※予算や決算を審査する際に設置されます。

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案等を審議して、区議会の意思を決定することです。議決は、区議会の最も重要な仕事の一つです。

議会で議決する事項は、法律及び条例で様々定められており、その代表的なものは、条例の制定や改廃、予算を定め決算を認定することなどです。